

# 胆 沢 扇 状 地 IV

散居集落における複合経営

—— 胆沢町大畑平地区を事例として ——

熊 倉 隆 司  
田 中 い く 子  
廣 瀬 吉 生

新潟市五十嵐2の町8050

新潟大学教育学部地理学岡村研究室

# 散居集落における複合経営

—胆沢町大畑平地区を事例として—

熊倉隆司・田中いく子

廣瀬吉生

## I はじめに

集落形態と耕地に関しては、形態論的立場からも、機能論的立場からも、さまざまな研究が積み重ねられてきた。なかでも、集落形態において特徴的な散居集落の研究は、小川琢治の報告<sup>1)</sup>以来、多くの地理学研究者の関心を集め、全国各地の散居集落の研究報告がなされてきた。

近年においては、砺波平野を事例とした橋本征治<sup>2)</sup>、大井川扇状地を事例とした岡村光展<sup>3)</sup>、谷岡武雄<sup>4)</sup>の研究等がなされている。また、石原潤<sup>5)</sup>は讃岐平野を事例として、集落形態と地縁的集団のあり方との違いから、村落共同体の性格に強弱が見られることを指摘している。石原の研究は、集落形態を機能論的立場から論じた好研究であると言える。

一方、胆沢扇状地については、山口弥一郎<sup>6)</sup>、池田雅美<sup>7)</sup>らの研究がある。これらは、いずれも、胆沢扇状地をかなり巨視的にとらえたものであった。

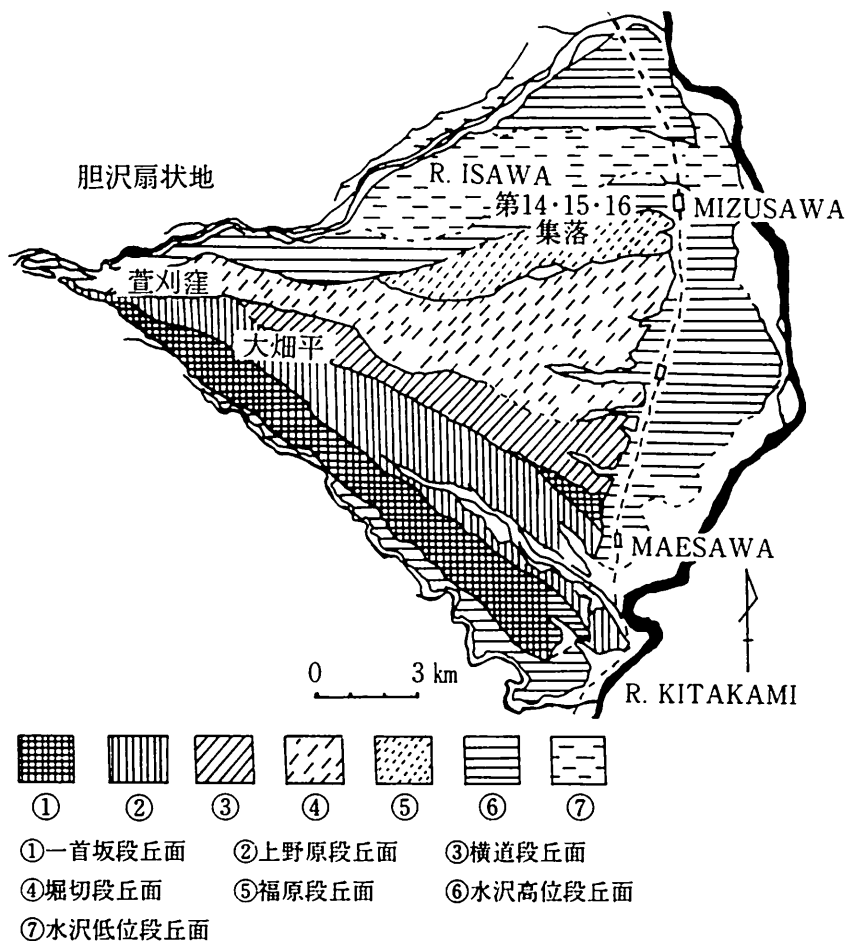
そこで、当教室では、対象地域の特性をとらえるうえで、多様な角度から微視的にアプローチすることも必要であろうとの考えに立ち、1983年度の夏季野外実習以来、継続的に胆沢扇状地を対象として、いくつかの角度から研究を進めてきた。1983年度には扇状地南西部に位置する大畑平地区を対象とし、本家・分家や戦後入植農家の宅地と耕地の関係、農業経営構造などについて考察した<sup>8)</sup>。翌1984年度には、扇状地中位段丘面に位置する菅刈窪地区を事例として、水利と耕地の問題を中心に分析をした<sup>9)</sup>。

続く1985年度には、直接的な農業経営からの

調査を試みた。散居集落の特性と農業経営上の諸側面を有機的に結びつけようとの観点から、従来から水田を主とする農業経営が行われてきた下位段丘面上の南都田地区第14・15・16集落を対象地域に設定し、転作問題を中心に調査を進めた<sup>10)</sup>。

しかしながら、耕地の宅地周辺への集中という散居集落の特性と農業経営の関係を把握するためには、水田中心の農業経営以上に、畜産を含む農業経営を把握の必要があると考えた。そこで、本年度は散居集落における稲作と畜産との複合経営について、その空間構造の把握に努めた。

ところで、開拓地において、農業形態の変化に伴って、集落形態が集村から散村へと変化しやすいという興味深い研究が、いくつか報告されている。たとえば、小笠原師夫<sup>11)</sup>は、高冷開拓地長野県八ヶ岳山麓の野辺山において、蔬菜の単一栽培から畜産導入による混合農業へと営農方針が転換されたのに伴って、集村から散村へと集落形態が変化した例を報告している。この場合は、蔬菜の連作にもとづく地力消耗の回復のために、畜産を導入する必要に迫られたことが要因であったが、混合農業への転換と同時に、その必要条件としての耕地の団地化を実現するために、集落形態が散村へと移行した。さらに、菊地俊夫<sup>12)</sup>も、那須山麓戦後開拓地を事例に、同様の研究を行っている。そこでは、入植期には集居形態で自給的畑作農業が行われていたが、土地配分により所有耕地が分散し、また、酪農が普及するにつれて混合農業が行われるようになった。そして、酪農発展期には、集落の散居化・土地所有の団地化がなされ、



齊藤亨治「岩手県胆沢川流域における段丘形成」  
 地学評論 51 - 12. 1978

第1図 胆沢川流域の段丘分布図

さらに、多頭酪農期には土地利用の単一化にまで至ったと報告されている。

これらの例は、いずれも開拓地であり、集落形態が容易に変化する地域であった。しかし、畜産を導入し、混合農業を営むうえで、耕地の団地化は必須の条件であり、そのために散居集落が有利であることを、これらの研究は示唆するものであろう。

さて、以上の視点に立てば、散居集落においては、耕地の団地化によって飼料基盤を確立し、畜産を発展させうる条件が既に整っているものと考えられよう。このような条件を備えた散居集落が、

ほぼ全域にわたって展開している胆沢町では、従来の稲作を主とする農業経営から、米生産調整による転作を契機として、畜産を取り入れた複合経営が進行している。

そこで、本研究では、『米プラス畜産』の複合経営が、散居集落においてどのように展開されているのかを究明しようとした。

また、その過程で、散居集落における土地利用の圏構造についても調査を進めた。たとえば、浜谷正人<sup>1)</sup>は集落パターンと土地利用の圏構造を中心に日本の農村構造の把握を試み、既存の諸研究に検討を加えている。その中で、散村地域において

は、チューネン環にも似た土地利用の圏構造がみられ、それは屋敷からの距離の増加にもなって低下する作業能率を、合理的に処理しようとした営農努力の結果であるとしている。

このような視点に立つと、宅地周辺に耕地が集中する散居集落で複合経営が行われる場合には、自給的野菜、米、飼料作物等の作業能率の相違により、それらの耕作地に圏構造が認められるであろうと推測される。

さて、以上のような観点で研究を進めるうえで、初年度（1983）と同じ胆沢町の大畑平地区を研究対象地区に設定した。大畑平は胆沢町の小山地区西部、上・中段丘面<sup>\*)</sup>に位置し、『米プラス畜産』の複合経営が推進されている地区である。本稿では、大畑平を事例に、個別農家の土地利用・農業経営形態・地域組織などの解明を通して、複合経営が展開されている散居集落の空間構造を究明しようとした。なお、その際に、複合経営を進展させた主要因であると思われる転作問題についても、

昨1985年度と同様に考察を行った。

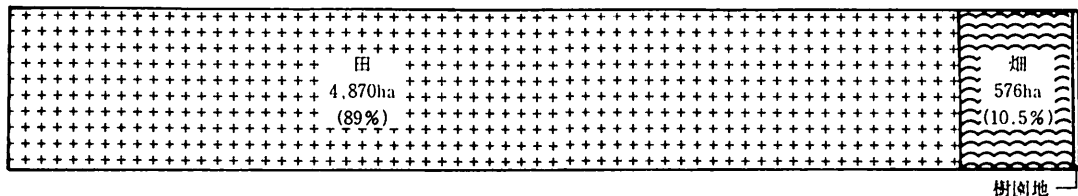
## II 地域の概観

### 1 胆沢町における農業の概要

最初に、胆沢町における農業の概要について論及したい。これに関しては、1985年度の調査報告書でも詳述されているが、本稿では若干の重複を含めながら、とくに畜産の面から把握する。

岩手県内陸部、胆沢扇状地上に位置する胆沢町は、西部の山間丘陵地帯と西南部の丘陵地帯を除けば、おおむね平坦地である。気候は、年間平均気温 10.8 °C、雪霜期間 165日、降雪期間 143日、6～8月の平均気温 23 °C<sup>15)</sup>であり、概して農業に適した地域とすることができよう。この自然条件のもとで、胆沢町では農業が基幹の産業となっており、稲作を中心とした純農村地帯を形成している。全耕地面積 5,470 haのうち 4,870 ha（89%）を水田が占め、稲作中心とした純農村地帯であることを示している（第2図）。

耕地面積 5,470ha



第2図 耕地面積（1984）（胆沢町『いさわの農政』より作成）

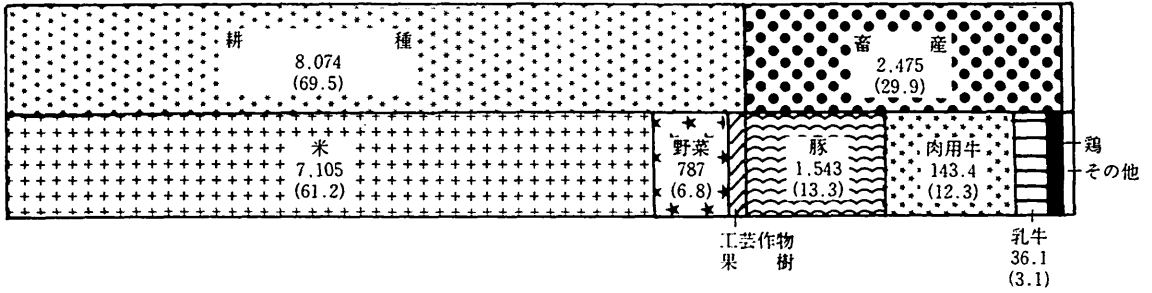
次に、胆沢町における農業粗生産額はおよそ110億円で、年間45億円の生産高となっている第2次産業や、年間総売上高76億円を示す第3次産業を大きく上回っている。農業粗生産額の内訳は米が6割、畜産が3割、その他が1割という構成であり、生産額の面でも、胆沢町は農業を基幹産業としており、中心は稲作であると言えよう（第3図）。

胆沢扇状地は、岩手県内でも屈指の米の産地であるが、胆沢町においては、ササニシキを中心とした良質米が東部平坦地域を核として生産されている。

一方、畜産についても意欲的に行われており、肉用牛、乳牛、養豚等各部門とも積極的に生産されている。とくに、黒毛和種の増殖改良に積極的で、「陸中牛」として振興が図られている。

近年においては、米生産調整対策に基づく水田利用再編対策事業の推進にもなって、米プラス畜産の複合化が定着化してきている。さらに、野菜の生産にも意欲的で、とくに夏秋ピーマンや夏秋きゅうりは産地指定を受け、その生産に積極的で、『米プラス畜産プラス野菜』という複合化が、胆沢町全域で一様に展開されているわけではない。地形、標高、気候などの自然条件に従って、それ

農業粗生産額 11,614百万円



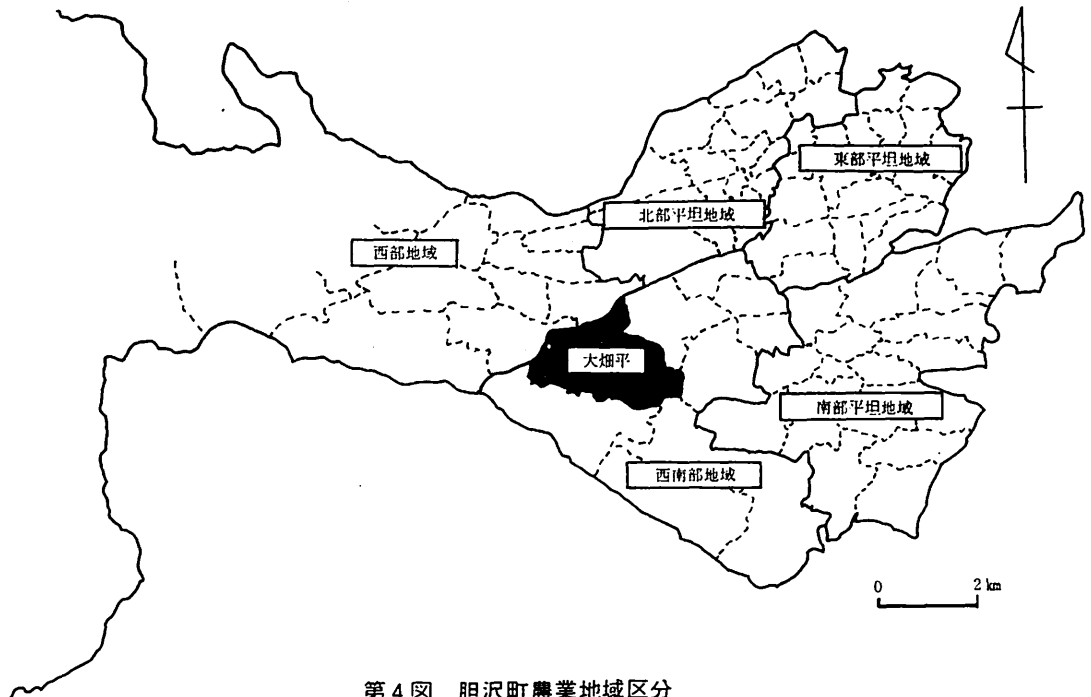
第3図 胆沢町農業粗生産額 (百万円) (1984) (胆沢町『いさわの農政』より作成)

それぞれの地域の特徴ある農業経営が行われている。そこで、胆沢町各地域における農業の特徴を、以下に示した。

第4図は、胆沢町の農業地域区分で、胆沢町ではこれらの地域ごとに、農地の土地利用について立案している。第1表からわかるように、ほとんどの地域において水田を中心とした農業経営がうち出されている。しかし、西南部地域や西部地域の丘陵および上・中位段丘面地域で、畜産の振興が図られていることは特徴的である。この傾向は、各地域別にみた農業粗生産額からも顕著に読みとれる。第5図からわかるように、西南部地域

の畜産生産額は9億2,870万円(35.8%)で、生産額においても、農業粗生産額に占める割合においても、他地域と大きな差異がみられる。

このように、胆沢町では、各地域で農業経営の特色に若干の差異はあるものの、おおむね『米プラス畜産プラス野菜』の複合経営が推進され、農業の振興が図られている。米生産調整以降、胆沢町がこのような複合経営の推進という形で、比較的容易に農業政策の方向転換を図ることが可能であったのも、元来、西南部地域を中心に畜産経営の基盤が存在していたことが、要因として考えられよう。

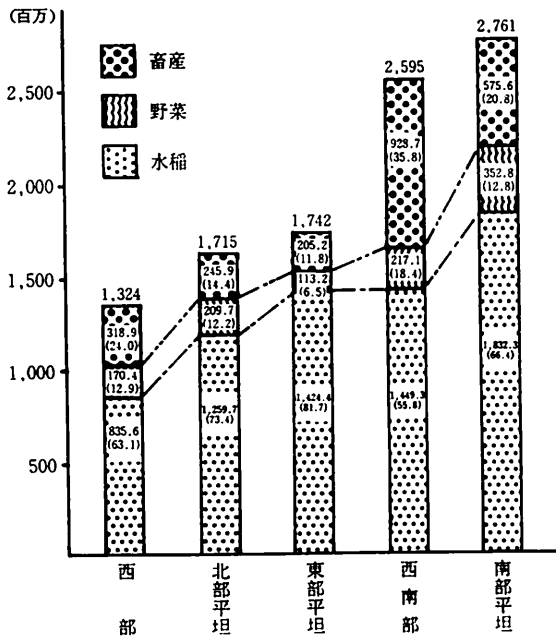


第4図 胆沢町農業地域区分

第1表 胆沢町の各農業地域における農業の特色

地域名	標高	地形	特色
南部平坦地域	110以下	平坦	<ul style="list-style-type: none"> <li>田が中心</li> <li>団地性20ha以上</li> <li>水利条件が良好</li> </ul>
西南部地域	110～200	丘陵	<ul style="list-style-type: none"> <li>田が中心</li> <li>畑、草地等が比較的多い</li> <li>畜産が盛ん</li> </ul>
東北部平坦地域	100以下	平坦	<ul style="list-style-type: none"> <li>田が中心</li> <li>団地性20ha以上</li> <li>水利条件が良好</li> <li>機械化が浸透</li> </ul>
北部平坦地域	100～130	平坦	<ul style="list-style-type: none"> <li>田が中心</li> <li>団地性20ha以上</li> </ul>
西部地域	200程度	丘陵山間	<ul style="list-style-type: none"> <li>野菜生産の振興</li> <li>畜産振興</li> <li>樹園地の団地化</li> <li>採草放牧地としての利用</li> </ul>

(胆沢町『胆沢農業振興地域整備計画書』より作成)



第5図 胆沢町地域区別農業粗生産額のあらまし (1985) (胆沢町『いさわの農政』より作成)

## 2 研究対象地区の設定

前項の結果から、今次の研究対象地区として、西南部地域の上・中位段丘面に位置する地区が適当であると考えられるが、その中で再度、大畑平を選んだ理由は以下のごとくである。

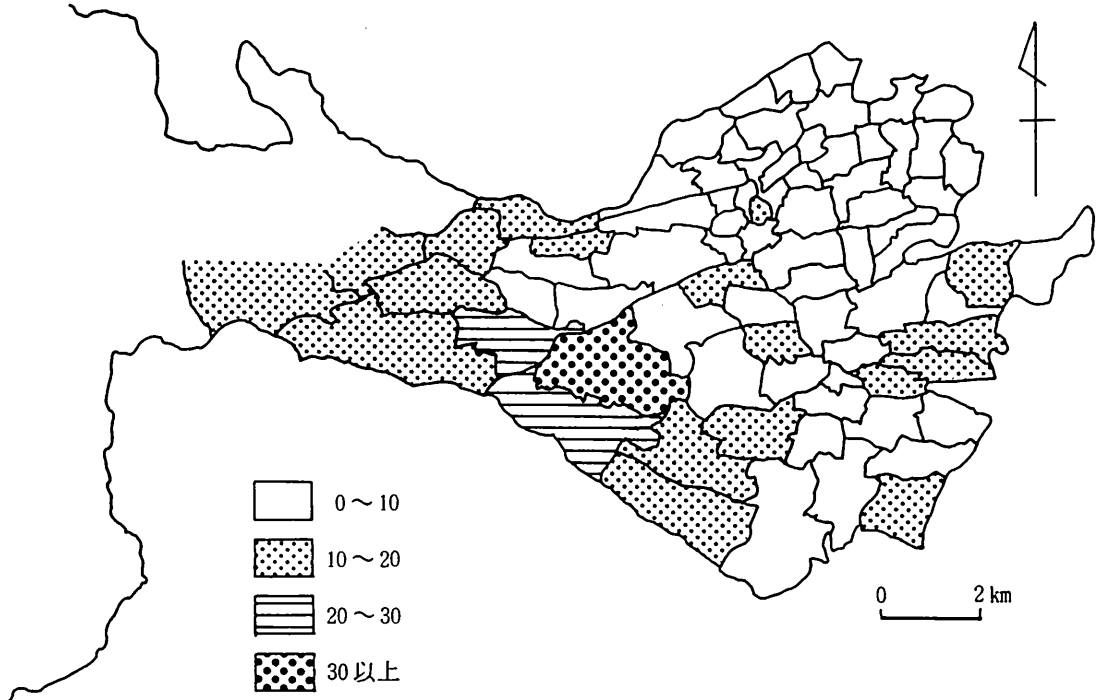
第一に、大畑平が、農作物の作付収穫面積に占める飼料作物の割合が最高値を示していることである。第6図は、集落別の農作物作付収穫面積に占める割合を示しているが、上・中位段丘面地域、とくに西南部地域で高い数値となっている。その中でも、大畑平は32.4%と、30%以上を示す唯一の集落である。他方、第7図からわかるように、農作物作付収穫面積に占める稲の割合は、前者と逆の傾向を示し、上・中位段丘面の集落で低い数値となっている。大畑平は65.5%で最低数値である。

第二に、大畑平が、転作田中の飼料作物作付の割合において、最高値を示していることである

(第8図)。すなわち、大畑平は88.1%と、最高値を示している。

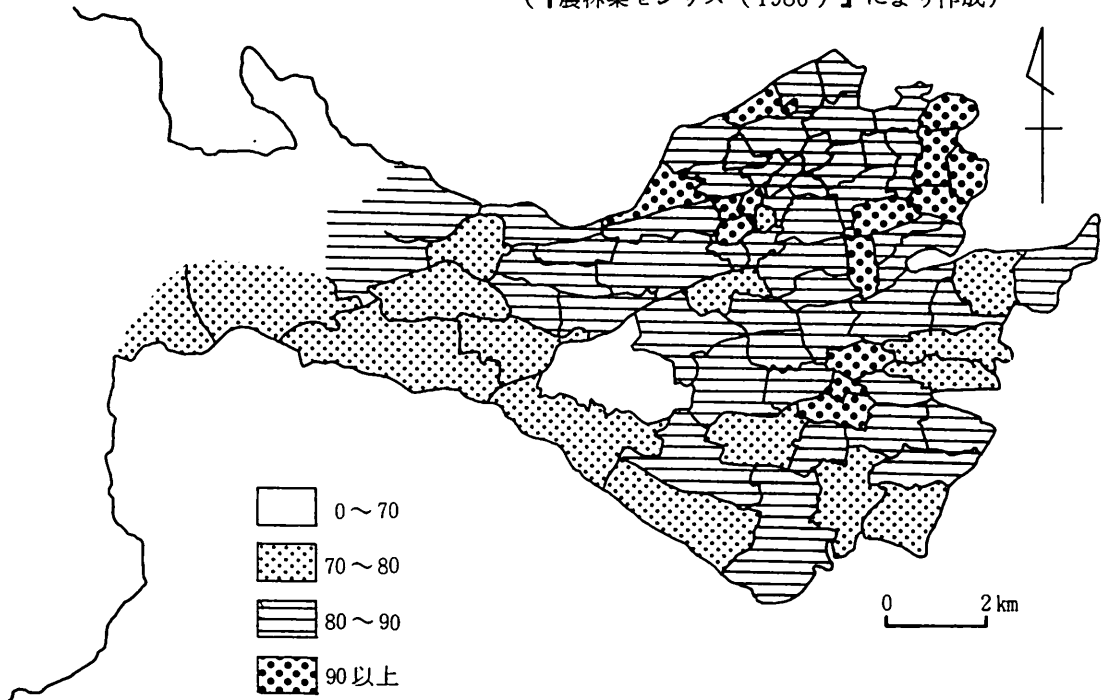
両者の結果から、各集落の中で、大畑平は最も

畜産が盛んであることが考えられ、さらに、後者の結果から、米生産調整による水田利用再編対策事業により、一層、複合化が進んだことが予想できる。



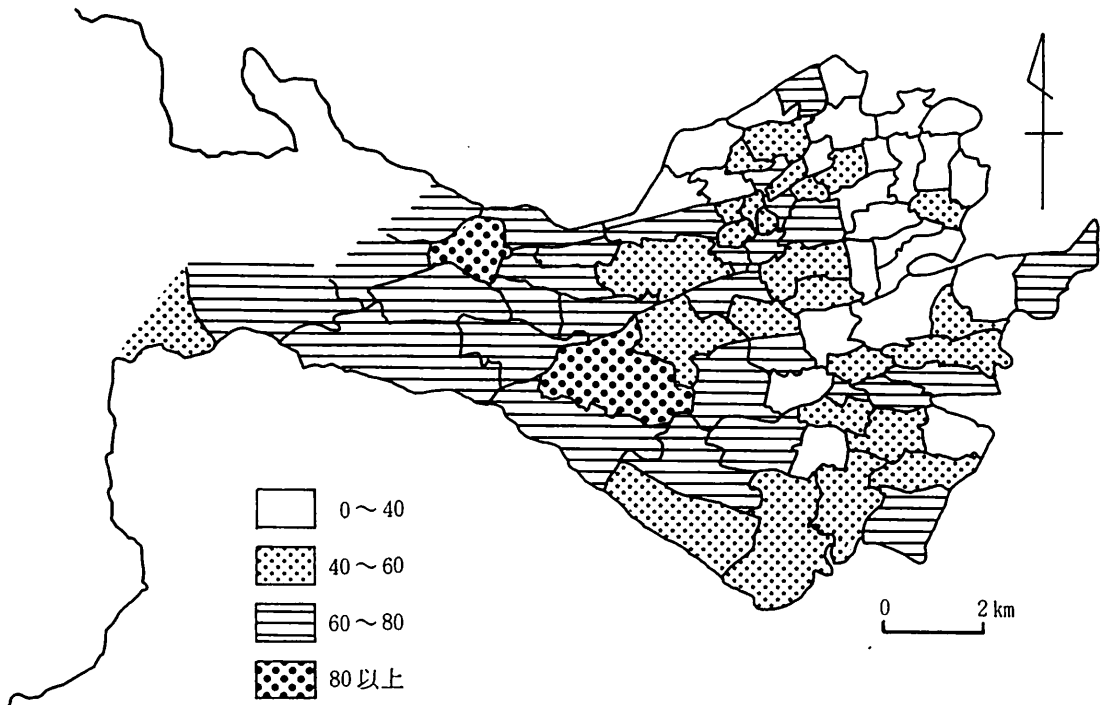
第6図 集落別飼料作物作付の割合 (%)

(『農林業センサス(1980)』により作成)



第7図 集落別水田率 (%)

(『農林業センサス(1980)』により作成)



第8図 転作田に占める飼料作物作付の割合(%) (1984)

(胆沢町『米生産調整対策事業実施状況』により作成)

以上から、複合経営との関連を考える場合の最も適当な地区と考えられ、さらに、集落別の牛の頭数(第9図)においても最高値を示す大畑平を、研究対象地区に設定した次第である。

### 3 大畑平地区の概観

大畑平地区は、胆沢扇状地の中南部、胆沢川の上位段丘面(一首坂段丘面)と中位段丘面(胆沢段丘面)にまたがって位置している。標高130~200mで、年平均気温11.4℃、年平均降雨量1,244.8mm、年間積雪量17.5cm<sup>17)</sup>である。

地区内戸数は92戸で、旧農家と戦後入植農家の割合は、ほぼ半数で構成されている。専業、兼

第2表 農家戸数

	総数	専業	第一種兼業	第二種兼業
大畑平地区	92	20 (21.7%)	39 (42.4%)	33 (35.9%)
胆沢町全体	3,169	339 (10.7%)	1,244 (38.6%)	1,606 (50.7%)

(胆沢町『むらの活性化をめざして』より)

業状態の内訳は第2表の通りである。全町平均に比較して、大畑平では専業と第一種兼業の割合が高い。

大畑平は、昭和30年代に行われた国営胆沢開拓建設事業によって、農用地が増大したところであり、農家一戸あたりの農用地面積は2.9haと、規模は大きい(第3表)。

近年、米プラス畜産の複合経営が推進され、新農業構造改善事業を受けて、地区再編農業構造改善事業の指定地区にもなり、一層、複合経営を柱とする農家の育成確保が図られている。<sup>18)</sup>

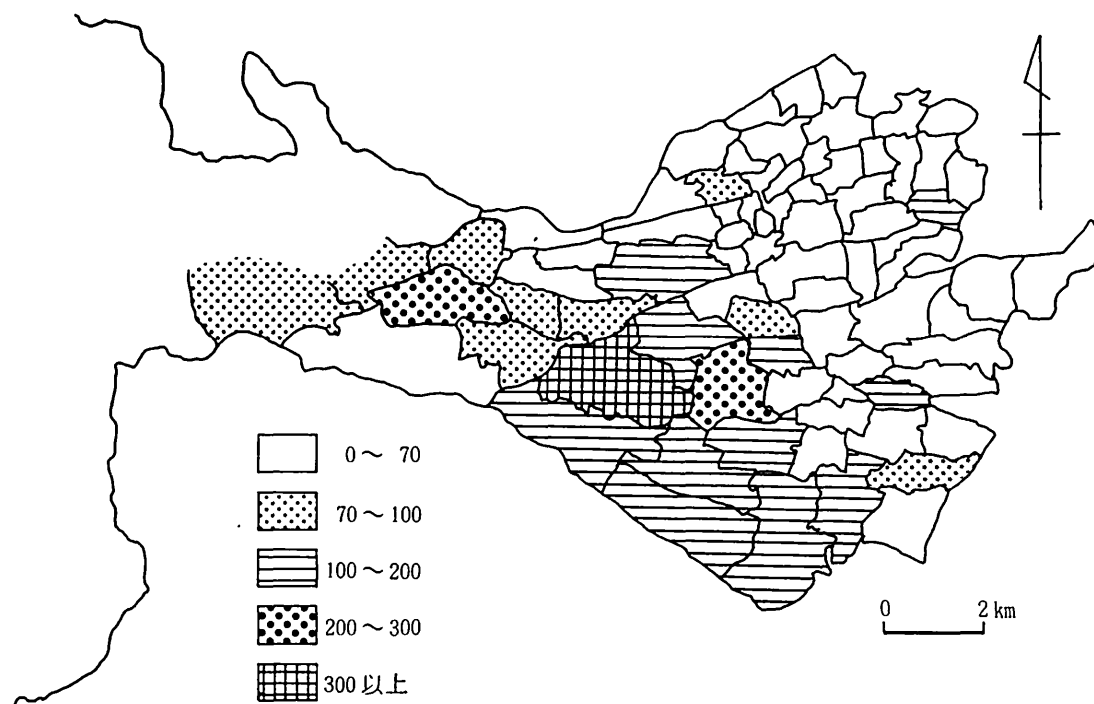


第3表 農用地面積

(1984)

	総面積	田	畑		樹園地
			普通畑	牧草地	
大畑平地区	262.8 ha	219.0 ha ( 83.3 % )	12.8 ha ( 4.9 % )	31.0 ha ( 11.8 % )	—
胆沢町全体	5,333	4,909 ( 92.0 )	273 ( 5.2 )	130 ( 2.4 )	( 21 ) ( 0.4 )

(胆沢町『むらの活性化をめざして』より)



第9図 集落別の牛の頭数(頭)

(『農林業センサス(1980)』により作成)

### Ⅲ 大畑平における複合経営の成立

#### 1 地区全体の複合経営の形成過程

本節では、他集落に比べ、大畑平において複合経営がより一層浸透する現在までの過程を、簡単に述べたい。

当教室の1983年度報告書によれば、この大畑平地区の居住は、江戸時代まで遡る。しかし、天保年間の大飢饉により農家が離脱した後、現在「旧農家」と称される7戸の本家が入植した。彼らはいずれも、それまでの水田跡と水路跡をそのまま継承したと言われる。その後、明治期には「旧農家」からの分家によるわずかな戸数増加がみられただけであった。昭和16年には食糧増産の目的で、農地開発委員団の手により一部の入会地が開墾されたが、わずかの分家により戸数増がみられただけである。

この地区において急激な戸数増加をみたのは、戦後昭和21～29年の入植者によるものであった。彼らは他県・他地区からの入植であり、それまでの旧農家系が水田指向であったのに対し、畑作が中心であった。従って、入植当初、彼らは開拓を進める一方、旧農家系の農作業を手伝い、その手間賃として米を得ていたと言われる。このように集落全体の一種の互助がなされていたのである。こうして、現在に至る大畑平地区の戸数はほぼ確定し、昭和21年以降の入植者は、大畑平戸数の半数以上を占めることになった。戦後入植者たちは、おおむね大畑平地区内でも水利に恵まれていないところで開墾を進めた。

昭和34年には国営胆沢開拓建設事業が始まり、昭和35～36年には、この地区にも近代化の波が押し寄せ<sup>10)</sup>、開田化が進み、多くの畑地が氷田に転換された。それとともに水田の整備や自己開田も進み、水田面積は著しく増加した。また、この時期には農業の機械化も進み、それまでの農耕馬に代わった。もともと大畑平地区は土壌があまり肥沃でなく、従来からも、堆肥づくりのために少数の牛が飼育されてきた。この時期に牛の飼育頭数が減少するのは、収穫のない開田の

年を、牛を売り払ってしのいだためである。しかも、当時は米の価格が良く、大畑平でも誰もが氷田に力を注いだため、家畜頭数は最小限にまで抑えられたことも考えられよう。ごく少数の酪農農家も開田の年までに存在していたが、それをやめる人も多かった。飼料の自給が困難であるし、仮に自給を目指しても、そのみでは1～2頭しか飼育できず、かつ野菜も作らなければならないという実情によるものであった。こうして5頭以下の酪農農家は姿を消し、10頭以上の農家だけが国の互助資金を受けて経営を続けることになった。

この地区での本格的な和牛の導入は、昭和41～42年における農協青年部の事業からで、岩手県を北海道に次ぐ畜産県にしようという県の政策ともあいまって、島根県からも素牛が導入された。それとともに、牛の世話のために、冬季間の出稼者も減少した。その後、農業基本法（昭和36年制定）に基づき、この地区でも第一次・第二次の農業構造改善事業の影響を受け、昭和44年には第一期の減反政策が開始された。しかし、当時はまだ開田以来の水田指向が強く残り、減反が強制ではなかったことにもより、この地区でも転作畑地化は進まなかった。また、昭和38年に大畑平第一生産組合が設立された。これは戦後入植者を含めた92戸の集落内の生産組織であり、設立当時は農繁期の共同炊事をはじめ、農作業の共同化から、組合員の共通課題であった労働力の不足に対処するため、機械の共同利用までに発展した。この協業団体が畜産生産を開始したのは昭和45年である。その後5～6年は円滑に機能したが、昭和47年からの第二期の強制減反の開始に伴い、やめていく農家が増加し、現在では実質的な機能は見られなくなった。しかし、この第二期の減反政策により、この地区の人々も転作を余儀なくされ、転作田には手間のかからない牧草<sup>20)</sup>が植えられるようになった。それに牧草地の団地化政策もあり、かなり牧草地が出現した(第10図)。このころ、岩手県でも畜産奨励に力を入れるようになり、共同経営が勧められ、この年には普及所による転作関連事業の一環として、畜舎4棟が完成し

た<sup>21)</sup>。このように、転作による牧草地化の進展が、大畑平地区の畜産推進に拍車をかけたと言えよう。

この時点で大畑平が、全体的に複合経営を指向するようになったことは事実であるが、他にも営農組合により、昭和53年には地区内の字上大畑平が、昭和55年には字下大畑平と字一の台がそれぞれ転作転換水田整備事業を受け、複合経営のための基盤が徐々に築かれていった。昭和57年には新地域農業生産総合振興対策事業と新農業構造改善事業により、整地、暗渠排水が行われ、堆肥舎も完成し、複合経営のための基盤は完成した。またさらに、新農業構造改善事業の後期対策として、大畑平に限らず、胆沢町の各集落において、「むらぐるみ」の農業推進が図られるようになった。これは、各集落における地域農政推進委員等のリーダーを中心として、集落内の農業者の自主的な話し合い活動を基礎にした農業生産、及び農村地域社会の活性化を目指すものである。すなわち、今までは土地基盤整備や農業近代化施設の整備という、直接的な事業であったが、今後は、地域の農業者の結びつきの醸成を通して、共通の認識を高め合いながら、地域全体の活力ある農業・農村を築き上げようとするものである。

以上のような一般的経過をたどって、大畑平における畜産の進展を概観したが、他にも要因がある。昭和55年からの3年連続の冷害である。標高の低い水沢市では、平年作であったが、標高130～200mの大畑平では、冷害の痛手は大であった。これ以降、行政当局による適地適作の指導もあり、胆沢町管内でも、標高も低く稲作中心地域となっている東部の下位段丘面地区の集落から、転作割当分を積極的に受託するようになった。かくして、大畑平は胆沢町の畜産振興の中心となったのである。さらに、集落内外に耕地利用権を設定し、農用地の高度利用を図ることや、転作用牧草地の団地化も進んでいる<sup>22)</sup>。以上、大畑平全体の現在に至るまでの、農業経営の経過を要約した。地元の農家で語られた言葉によれば、「米プラス畜産の集落から、畜産プラス米の集落へ」であろう。なお、大畑平集落の土地利用現況を第11図に示しておく。

昭和62年度は水田農業確立対策（ポスト三期対策～67年度）により、新しい農業政策が開始される。その性格は、もはや転作物と米との収益差を埋めるためのものではなく、生産性向上を図る構造政策が前面に打ち出されている。日本農業新聞によれば「いわば『行政指導の転作』から脱却し、米の計画生産、水田農業の生産性向上を『生産者側自らの問題』として受け止めていかなければならない時代を迎えた」、と伝えている。助成金（従来の転作基本奨励金）は、稲作・転作の規模拡大と集団化への誘導を意図するものであるが、その金額は単純平均で36,000円から26,000円へと、36%も削減されることが予想される。また、生産性向上推進加算、地域営農推進加算など、“加算金重視”への方向転換がなされることになる（第4表）。

現在、大畑平には転作を集落内外から受託し、全面転作にしている農家が7戸存在する。彼らはいずれも畜産拡大指向農家、もしくは農外収入に大きく依存する兼業農家である。ポスト三期の政策が実施されれば、助成金は削減されることになる。そこで現在、転作面積の受託をしている農家に関しても、今後とも受託の継続が円滑に進むであろうか。また、利用権設定による経営規模の拡大についても、どのような対応がなされるのであろうか。それに、「他集落からの委託を受けるには、もう限界に近い」という大畑平の農家の声からもうかがえるように、減反面積拡大の中で、従来からの集落間の転作田受委託関係の維持にも、新たな対応が必要となるのであろう。いずれにせよ、大畑平のみならず、胆沢町全体での柔軟かつ適切な対応が期待される。

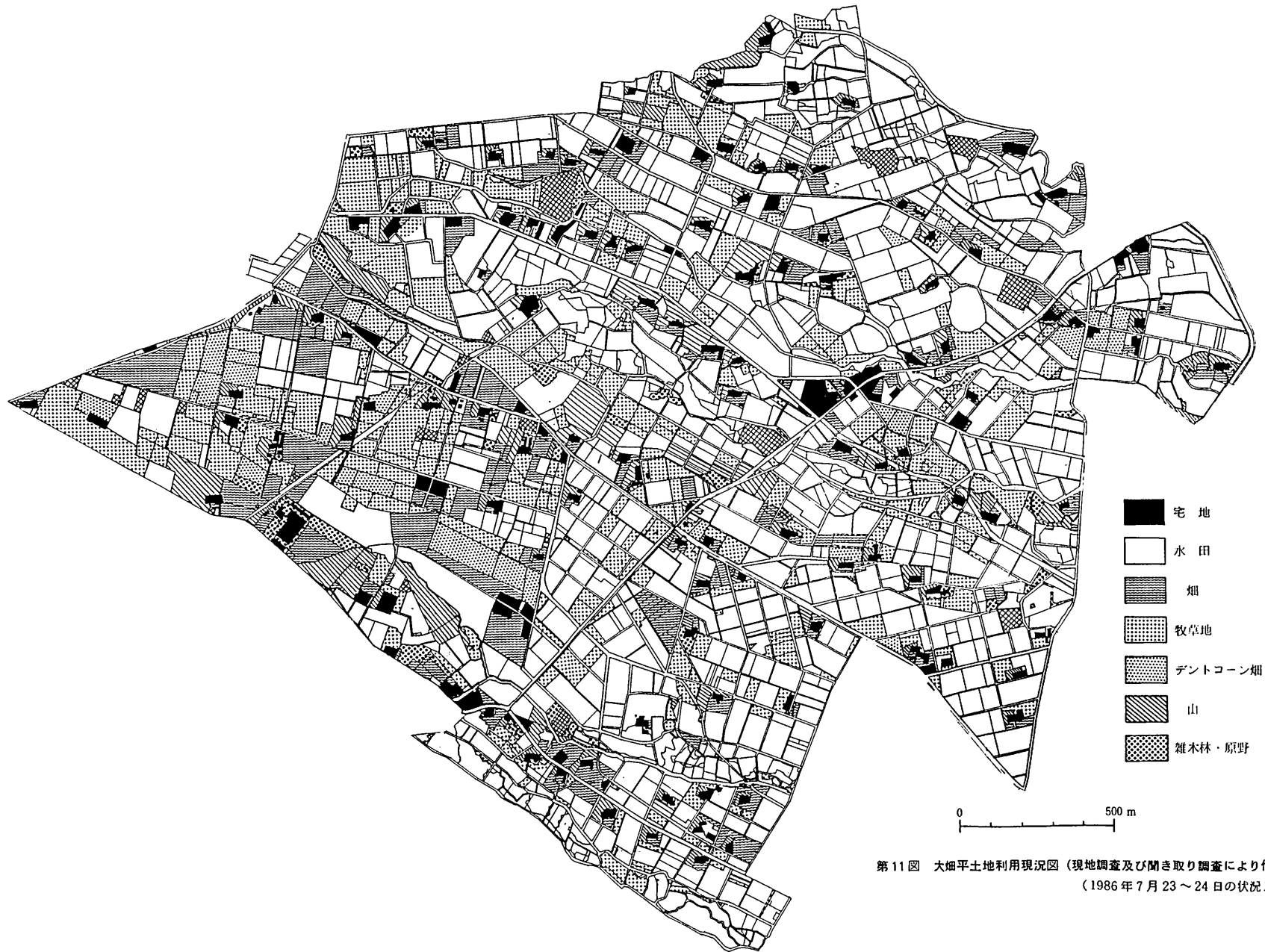
## 2 大畑平における転作田受委託

前節では、現在に至る大畑平地区の概略を述べた。本節では、大畑平において畜産・複合経営振興に関係の深い、転作田割当面積の受委託関係に注目してみたい。

現在、大畑平地区は、北東部下位段丘面地区（旧南都田村）にあり姉妹集落でもある新中集落をはじめ、他にも11の集落の転作割り当てを受託し



第10図 大畑平における転作田の分布（胆沢町役場資料により作成）



第11図 大畑平土地利用現況図（現地調査及び聞き取り調査により作成）  
 （1986年7月23～24日の状況）

第4表 水田農業確立対策（大綱骨子）と水田利用再編対策（要綱）

実施期間	水田農業確立対策（大綱骨子）					水田利用再編対策（骨 綱）			
	昭和62年～67年（前期3年・後期3年）					昭和53年～61年までの9年間（第1期・第3期・各期3年）			
助成単価	区 分	基本額	加 算 額			区 分	基本額	加 算 額	
			生産性向上 推 進 加 算	うち 特認型	地域営業 推 進 加 算			第一種	第二種
	転作								
	一般奨励作物	20	20	10	10	特定作物	42	20	10
	永年性作物等	25	20	10	10	永年性作物	50	20	10
	特例作物	7	5	5	5	一般作物等	27	15	10
	水田預託	7	—	—	—	うち野菜	22	15	10
	土地改良 通年施行	7(9)	—	—	—	管理転作	27(22)	15(-)	10(-)
						土地改良 通年施行	22[25]	—	—

単位：10アール当り，千円

注：（ ）内は特別豪雪地帯

一般奨励作物：麦・大豆・飼料作物・花き等

永年性作物等：果樹・木本性作物・転換畑・養魚池・施設園芸  
用施設用地

特例作物：生食用野菜・加工用野菜・たばこ・こんにゃく

（日本農業新聞 昭和61年1月号外より）

ている。これらの稲作中心の集落と、大畑平を主とする受託側集落とでは、それぞれの代表者による協議が行われている。例えば、昭和60年度には大畑平にまず33ha28aの転作面積が割り当てられた。その後、集落間調整協議において、さらに38ha38aの面積を引き受け、合計71ha66aの転作にあてた。この年における大畑平の他集落ととの転作田受託関係は第5表に示した。

減反政策当初、胆沢町では、もともと水田生産性の低い大畑平などの中・上位段丘面上の集落に転作率を多く割り当てた。しかし、当該集落の農家からの意見もあり、それ以後は、どの集落にも一律の転作率を割り当てた。従って、現在では、一応一律の割当を受けた後の集落間、または同一集落内の農家同士による話し合いなどによる転作率の消化、という形を扱っている。

大畑平集落内の、及び他集落からの転作田受託面積の消化のために「大畑平転作推進組合」が機能している。これは、3年連続の冷害の最初の年以降

に組織されている。転作に関して集落内に組合が作られたのは、胆沢町でも大畑平が最初であり、大畑平が速やかに減反政策に対処する姿勢を見せたものと思われる。この組合は、地区活動推進体制（第12図）の一環である。その後、大畑平に続いて、他集落でも転作推進組合が組織され、現在では集落の範囲を越えて転作面積を消化するために、集落間の折衝が盛んに行われている。

転作推進組合には、各農家が自主的に加入し、その運営は町からの援助金によるものである。過去には他集落の組合とて直接に協議が行われたが、現在では、まず町が集落単位に委託希望をとりまとめた後、転作田受委託の面積を農協で調整し、それでも消化しきれない分は集落間の話し合いに移る、という二段階の調整法が採られている。

他集落との受託関係を締結するに先立って、まず、転作推進組合が集落内の転作を調整してから、他集落との協議に移るという手順が義務づけられている。もちろん、各農家は自己の委託希望面積

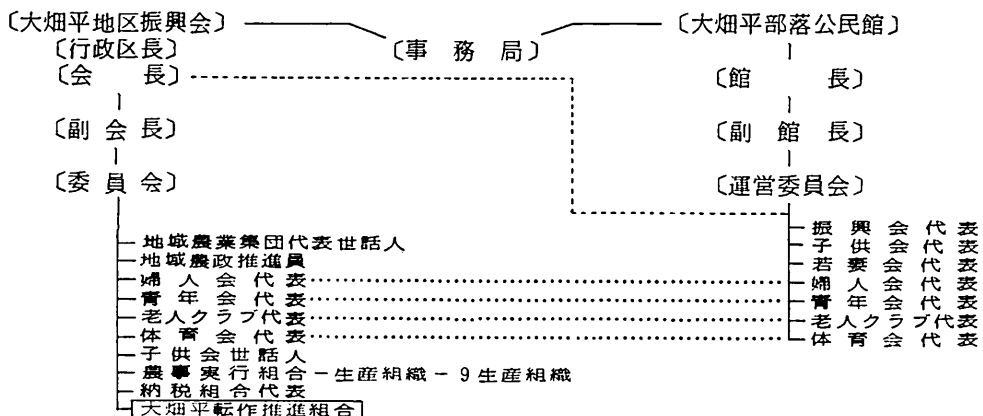
第5表 昭和61年度部落間転作受委託面積一覽表

(単位：a)

委託	南 方	嘉 藤	大谷地	大畑平	中 沢	二の台	屋 白	猿志田	横沢山 原形	上西風	下西風	養々森	農 協	面積計
下笹森				222									158	380
上笹森				58									509	567
柴 山				151									459	610
方 齊				65									206	271
大 畑													68	68
第 1													154	154
第 2													275	254
第 3													270	270
第 4													245	245
第 6				79									334	334
第 7				5									218	223
第 12				133			43						404	580
第 16				71									214	285
第 19				64									432	432
第 20													375	375
第 21													308	308
第 22													122	122
新 中				71									283	354
新 里				70										70
農 協	254	124	136	3000	105	535	71	129.8	41	310	150	100		8 (4955)
面積計	254	124	136	3989	105	535	114	129.8	41	310	150	100	(5034)	横計 5987.8 縦計 5923

差引 78.2

地区活動推進体制



第12図 「地域農業集団育成事業 大畑平」より

又は受託希望面積を申し出ておくことになる。

このように、他集落との交渉に先立って、まず、集落内において転作調整がなされることは、大畑平内においても、受委託の関係が存在していることを示している。聞き取り調査によれば、大畑平内で委託側農家は14戸、受託側農家は44戸存在している。14戸は大畑平内では水田を指向する傾向が強いと考えられる。また、胆沢町全体の中では、委託する農家の方が多いのに対し、大畑平集落内では受託側の農家が委託側の、実に3倍にもなっている。このことから、大畑平は他集落からの転作を積極的に引き受け、牧草団地化が推進されているといえよう。

昭和61年度の集落間転作受委託面積の様相を第5表に示した。なお、聞き取り調査により、積極的に受託をする農家は、畜産経営に主力を置く農家、あるいは、農業以外の仕事に力を注ぐ兼業農家であることがわかった。

大畑平では、昭和60年度に、1ha33aの集落内受託が成立している。この場合、委託側農家は受託側農家に、10aあたり25,000円<sup>23)</sup>を支払っている。しかし、同一の集落内でも転作推進組

合が面積割り当て作業を行うため、どの受託側農家が、誰の委託分を転作しているのかは全くわからない方式になっている。もちろん、この方式は、他集落との受託関係にも適用されている。

政府から支給される転作基本奨励金は、役場から農協を通して各農家に振り込まれている。それに対し、25,000円の受託料(互助金)は委託側集落の転作推進組合から、農協がまとめて預り、受託側集落の組合に振り込むという方式を採っている。受託側集落の組合は、各農家の受託面積に応じて、再配分した受託料を振り込んでいる。<sup>24)</sup>

### 3 利用権設定による農地の流動化

胆沢町でも農家の兼業化が進み、昭和50年の兼業率87.7%が、昭和60年には89.2%に達した。この傾向は大畑平地区においても同様と考えられる。兼業農家の増加、農業就業人口の減少等が進行するなかで、中核的農家の地域内での役割が高くなっている。そこで、このような中核農家の経営に対処し、利用農地の集積・拡大を図るため、一層の農地流動化が期待される。

また、土地生産性の維持・向上のために、大畑平のみならず、胆沢町全体でも、無家畜農家と有

第6表 権利移動の動向

	売		買		贈		与		貸借権設定 <sup>25)</sup>		使用貸借設定 <sup>26)</sup>		その他		合計		農地価格 /自作地 <sup>27)</sup> 作目的	標準 小作料
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
57年	92	12 <sup>ha</sup>	137	94.1 <sup>ha</sup>	6	1.8 <sup>ha</sup>	66	113.4 <sup>ha</sup>	113	10.1 <sup>ha</sup>	414	231.4 <sup>ha</sup>	千円/a 田1086 畑826	10a円 田34,000 畑10,200				
58年	62	12.4	126	72.1	15	5.1	84	129.7	60	6.7	347	226	田 畑 同上	同上				
59年	61	5.8	93	79.1	9	4.3	66	117.6	63	11.5	292	218.3	田 畑 同上	同上				
合計	215	30.8	356	245.1	30	11.2	216	360.7	236	28.3	1,053	675.7						

\* それぞれの権利については、農地法及び農用地利用増進法によるものの合計値

(注) 資料：胆沢町農業委員会



家畜農家の提携に基づき、堆肥などの副生産物交換によって、地力の維持増進を進めている。それに、面積は狭小であるが、連作障害の回避と地力維持のため、ブロックローテーション（米・麦・大豆・野菜等）を実施している。

しかし、兼業化の進展により、遊休地が若干見られる。そこで生産向上のために技術導入を進めるとともに、遊休地の解消のために、集落内の中核的農家を中心とした作業の受委託、または、利用権設定による農地の流動化を、行政側も推している。具体的な農地流動方策としては、①農地移動斡旋 ②農用地利用増進事業 ③農地保有合理化促進事業がある。第6表は、胆沢町役場農業委員会のまとめた農用地の耕作権利移動の動向である。いずれの場合も農業委員会の取り扱うものであり、この際の転作奨励金は耕作者（経営者）に支給されている。また、これ以外にも、任意の個人間契約<sup>27)</sup>（いわゆる「やみ小作」）が存在する。後者は、あくまでも個人間の任意の話し合いによる契約である。聞き取り調査によれば、親戚同士よりも、他人・近所同士との契約が多いと言われる。また、全面転作をしている農家や、無家畜の農家が「貸し」に出す場合が多く見うけられる。農地を借りた側は、牧草その他を植えて土地を管理する義務を負うが、貸した側の要請があれば、いつでもその土地は返却に応じなければならない。

任意の個人間契約は、大畑平にも存在している。聞き取り調査によれば、この契約に対しての農家の考え方には違いが見られた。すなわち、牛を飼育している以上、もっと他人から耕地を借りて、牧草の自給率を上げ、経営規模の拡大を目指している農家もあるのに対し、牧草用機械に投資してまで牧草を借り入れるよりも、購入飼料に頼る方が安価であると考えている農家もあらわれた。前者は畜産への指向性が強く、牧草用機械を所有しているのに対し、後者は牛を飼育しているものの水田指向的であり、機械の耐用年数等をも考慮しての結論と思われる。

いずれにせよ、大畑平は家畜を有している水田指向農家を含め、他集落との受委託関係及び利用

権設定（任意の個人間契約を含む）により、飼料栽培を目指す農家まで、全体として他地区よりも複合経営が浸透していると言えよう。

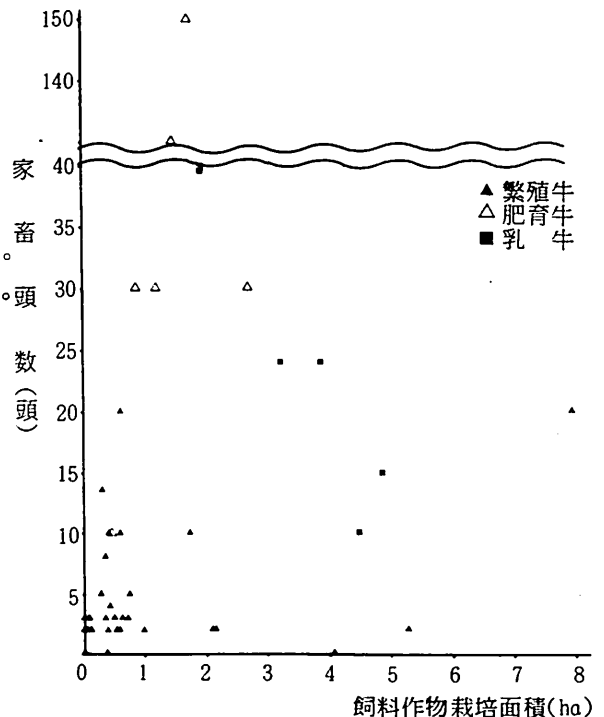
#### IV 大畑平における複合経営の展開

先に述べたように胆沢町では、各農家の経営形態に適した農用地の効率的な利用が進められてきた。そして大畑平では、規模の大小はあるものの、米プラス畜産の複合経営が近年になり形成され、さらに畜産プラス米の複合経営に転換していく農家も出現してきている。本章では、抽出農家を中心に、その経営形態を主に耕地と宅地との位置関係、畜産の規模に留意して分析した。それに基づいて大畑平における散居集落と複合経営の関係に関して考察を進めたい。

##### 1 各農家の経営形態

###### (1) 大畑平全体の傾向と抽出農家

大畑平には全部で92戸の農家が存在する。そのうち約半数の農家を任意に抽出し、飼料作物栽培面



第13図 飼料作物栽培面積と家畜頭数

注) 飼料作物栽培面積は所有耕地面積のうち飼料面積に限り、利用権設定面積は含まれていない。

積と家畜頭数との関係を第13図に示した。なお、家畜は大畑平では牛の飼育農家が圧倒的に多いため、牛に限定した。

第13図によれば、一戸あたりの肥育牛の飼育頭数は飼料作物栽培面積にはほぼ比例している。これに対し、繁殖牛の飼育頭数と飼料作物栽培面積の間には相関関係が認められない。また、一戸あたりの飼育頭数は、肥育牛では最高100頭以上の農家も存在するのに対し、繁殖牛では20頭以上の農家は見られない。以上のことは、繁殖牛は種つけの時期や技術上の困難さから、一戸あたりの飼育頭数には限度があることを示している。これに対し肥育牛は、繁殖牛のような経営上の時間的制約を受けることが少ないため、経営耕地面積の増加、すなわち飼料栽培面積の相対的増加にはほぼ比例<sup>28)</sup>で、家畜の飼育頭数も増加すると考えられる。

そこで、第13図の40個の農家の点のうち、同じ傾向を示していると思われる農家群から、代表的な農家17戸を最終的に抽出し、インテンシブな聞き取り調査を行った。この17戸を以て、大畑平各農家の代表的な経営形態が示されるとみなされる。

## (2) 各農家の経営形態の類型化

以上のように抽出した17戸の農家の経営形態を分析したのが第7表である。⑨の経営耕地面積における水田面積の割合と<sup>29)</sup>、⑩の経営耕地面積における飼料作物栽培面積の割合<sup>30)</sup>を比較することにより、各農家が水田指向であるか、畜産指向であるかをおよそ識別することができる。また⑫～⑮により各農家の経営耕地の分布が示される。

以上から総合的な経営形態を、各農家が飼育している家畜の種類に従って次の六類型に分類した。

- I 水田耕作と、繁殖牛の飼育を行っている農家
- II 水田耕作と、肥育牛の飼育を行っている農家
- III 水田耕作と、乳牛の飼育を行っている農家
- IV 水田耕作と、繁殖牛から肥育牛に至る一貫飼育を行っている農家
- V 水田耕作と、馬喰<sup>31)</sup>から借りた牛の飼育を行っている農家

## VI その他の農家

そこで、以下において各農家が行っている複合経営の状態を特に各農家の経営耕地の規模と宅地との位置関係に注目し、各類型ごとに検討していきたい(第14図～第29図を適時参照)。

### (3) 各農家の複合経営の実態

(I型) 水田プラス繁殖牛の農家は前述のように飼料栽培面積の規模と飼育頭数は比例しない。したがってI型の畜産の経営規模は経営耕地面積に関係なく、各農家の方針に基づいている。そこで飼育頭数2・3頭の小規模畜産タイプ、飼育頭数10頭までの中規模畜産タイプ、飼育頭数20頭までの大規模畜産タイプに分けて詳細に検討したい。

№9農家(第14図)は、経営耕地面積547a・飼料作物栽培面積307aで、繁殖牛の飼育農家では最多の20頭を飼育している。昭和22年に旧農家から分家として出た。昭和30年代後半まで競走馬を繁殖していたが、以来、牛の繁殖に切り換えた。この農家の水田率は40.4%であるのに対し、飼料作物栽培面積率は56.1%である。また、個人間契約により87aの土地を借りて牧草を栽培している。このように所有耕地面積が461aと耕地面積に関しては、大畑平地区において中規模であるが、他農家の転作の受託や個人間契約により積極的に飼料栽培面積を増やしている。このことから、№9農家は畜産指向の農家といえよう。耕地は宅地の周囲に集中しているものと、字横沢原、字西風に分散しているものがある。水田にあてられた土地は宅地の南側の日あたりが良好なところに集中している。牧草にあてられた転作田は、北側の緩傾斜地で相対的には水田には不向きな土地である。このことから№9農家は畜産指向的ではあるが、耕地の選択は水田を第一義的に考えていると言えよう。

I型のうち中規模な畜産農家としては、№5、№10、№11農家が挙げられる。両農家は繁殖牛10頭を飼育している。経営耕地面積は異なるが、水田率が共に60%台、また、飼料作物栽培面積率は共に20%台であることから、畜産、水田両

第7表 抽出農家の経営形態

①農家番号	②所有耕地面積 (a)	③利用権設定面積 (a)	④経営耕地面積 (a)	⑤水田面積 (a)	⑥牧草栽培面積 (a)	⑦デントコーン栽培面積 (a)	⑧飼料作物栽培面積 (a)
1	548	194	742	154	225	360	585
2	348	30	378	241	38	0	38
3	989	- 60	928	203	742	0	742
4	269	80	348	191	153	0	153
5	587	0	587	489	103	0	103
6							
7	707	540	1,248	434	213	582	795
8	254	0	254	180	61	0	61
9	461	87	547	221	307	0	307
10	606	0	606	423	175	0	175
11	232	80	265	181	66	0	66
12	313	0	313	249	50	0	50
13	270	0	270	237	20	0	20
14	636	- 106	530	409	125	0	125
15	276	- 31	245	194	118	31	424
16	342	0	342	248	64	0	64
17	433	0	433	311	59	0	59

農家番号	②水田面積 経営耕地面積 (%) × 100	⑧飼料作物栽培面積 経営耕地面積 (%) × 100	④転作田面積 飼料作物栽培面積	⑤宅地～水田の平均距離 (m)	⑥宅地～水田の標準偏差	⑦宅地～飼料畑の平均距離 (m)	⑧宅地～飼料畑の標準偏差	⑨牛の頭数 (頭)	⑩経営形態
1	20.7	78.9	38.7	105.5	26.58	931.2	1,226.04	乳 24	Ⅲ
2	63.7	10.1	100.0	295.6	265.64	* 0.0	* 0.00	繁 2	I
3	21.9	79.9	85.5	* 131.0	* 175.01	245.2	965.93	一貫 22	Ⅳ
4	54.7	43.9	100.0	119.5	117.89	123.3	77.19	肥 140	Ⅱ
5	83.3	17.5	100.0	* 121.5	* 144.52	528.4	411.48	繁 10	I
6								繁 5	Ⅳ
7	34.8	63.8	29.2	317.2	* 378.48	* 455.6	* 444.46	乳 40	Ⅲ
8	70.9	23.8	22.2	52.8	45.37	2.5	2.50	繁 3	I
9	40.4	56.1	41.6	* 198.8	* 205.08	* 202.0	* 288.00	繁 20	I
10	69.8	28.9	53.6	83.3	66.42	256.2	252.80	繁 10	I
11	68.3	24.9	100.0	15.0	15.00	158.5	152.47	繁 10	I
12	79.3	15.8	100.0	300.8	113.00	212.7	295.10	繁 3	I
13	87.8	7.6	0.0	97.6	81.44	70.0	0.00	肥 3☆	V
14	75.9	23.6	94.2	* 391.4	* 550.10	358.0	280.00	肥 30	Ⅱ
15	79.2	17.3	0.0	49.8	33.81	* 123.0	* 0.00	肥 10☆	V
16	72.4	18.8	100.0	164.5	110.13	196.6	95.66	繁 3	I
17	71.8	13.7	100.0	176.2	151.46	278.7	32.67	繁 2	I

- ②の所有耕地面積は農家台帳より作成したものである。
- ③・④の転作田面積は各農家からの聞き取り調査により、転作田を把握した上で地図及び農家台帳より面積を算出した。③は農業委員会を通すものと任意の個人間契約によるもの両方を含む、十の値は借りている面積、一の値は貸している面積を示す。
- ④は②と③の合計
- ⑤・⑥・⑦は現地調査により作図した、大畑平土地利用現況図から面積を算出した。⑧は⑥と⑦の合計である。
- ⑨～⑩で\*のついている農家は畑外への集落にも耕地を所有しているが、データは大畑平のみにとどめた。
- ⑩について繁は繁殖牛、肥は肥育牛、乳は乳牛を示す。なお☆は馬喰から預託された牛を示す。

指向という点において共通していると言えよう。

№10 農家(第15図)は、経営耕地面積 606 a 飼料作物栽培面積 175 a である。旧農家であり、昭和47年からの強制減反実施までは水田中心であった。強制減反の際に、牧草を栽培して、牛の頭数を10頭に増やした。耕地は一筆だけが宅地から離れているが、残りは宅地周辺に集中している。牧草を栽培している転作田は、宅地より上の方に存在するが、この位置は、他農家の転作田との関係で決定している。水田は水利に恵まれる宅地より下の方に集中的に分布している。また、ここは機械による耕作にも適している。

№11 農家(第16図)は、戦後入植農家であり、経営耕地面積は265 a で№10 農家に比較して規模は小さい。飼料作物はすべて転作田で栽培しているが、なお自給できず、個人間契約の土地を80 a 借りて牧草を栽培している。それでも不足する飼料は、農協から濃厚飼料<sup>32)</sup>を購入している。№11 農家は今後利用権の拡大をし、飼料の自給をめざしたいと考えている。米プラス畜産という経営形態で必要な飼料の自給をめざすという形態は、複合経営の理想的なパターンであると言えよう。経営耕地は、水田が宅地からの平均距離15 m というように宅地に集中しているのに対し、転作田の牧草地は、宅地からの平均距離158 m と、宅地から離れて分布している。以上のように、№11 農家は積極的に牧草を栽培しているが、転作田の位置を設定するにあたっては、やはり水田を中心に決定していると言えよう。

№5 農家(第17図)は、経営耕地面積 587 a、水田率が83.3%、飼料作物栽培面積率が17.5%である。抽出農家17戸のうち、水田率が最も高い。この農家は旧農家で、転作が強制化されたのに伴い牧草を導入し、畜産の規模を拡大した。しかし、経営耕地の選択にあたっては、宅地～水田間の平均距離121.5 m、宅地～飼料畑間の平均距離528.4 m というように、あくまで水田を優先している。また、転作田は割当てを消化するために、割当て面積分だけの牧草を栽培しており、耕地の設定は狭小な耕地や、水管理に不便な耕地を当てている。

このように粗飼料に関しては消極的栽培であるので、自給は達成されていない。しかし№5 農家はあくまで水田経営を中心に考えているので、今後も飼料作物を拡大する意向はない。

機械に関しては、水田用機械は積極的に導入しているが、牧草用機械は所有していない。これは水田用機械の耐久年数が短いため、牧草用機械に向ける余力がなくなるためである。したがって、牧草の刈り取りは、機械を所有している大畑平内の他の農家に委託している。以上のように、耕地分布や転作状況から見ても、また、機械所有からみても№5 農家は水田指向農家であると言えよう。

I型のうち比較的小規模な畜産農家としては、№2・8・12・16・17 農家が挙げられる。これらの農家は耕種農業<sup>33)</sup>からの収入や農外収入を主な収入としており、畜産は飼育頭数も2・3頭と補足的なものとして位置づけている。

№8 農家(第18図)は、戦後入植農家であり、経営耕地面積254 a、水田率70.9% 飼料作物栽培面積率23.8%と、水田指向型と言える。この農家は昭和48年に繁殖牛1頭から飼育し始め、昭和50年、昭和55年と農協からの貸付<sup>34)</sup>牛を増し、現在3頭を飼育している。耕地と宅地の位置関係は、水田までの平均距離が52.8 m、飼料畑までの平均距離が2.5 m ときわめて集中している。牧草中、転作田で栽培されている割合は22.2%と少く、残りは<sup>35)</sup>畑で栽培されている。転作田では牧草の他に、ブルーベリーも栽培しているが、この地区における新しい試みとして今後が期待されると言えよう。

№12(第19図)・№16(第20図)・№17(第21図)農家は、経営耕地面積が約400 a 前後であり、飼料栽培がすべて転作田における栽培であるという点において、一致している。また、この3農家は水田率が70%台、飼料作物栽培面積率が10%後半という点においても一致している。

№16 農家の牛は、先述の№8 農家同様、農協からの貸付牛である。

また、胆沢町では高齢者の生きがい対策のため

に繁殖牛の貸付を行っており、希望者は抽選で繁殖牛を借りることができる。返済は5年のうちに仔牛で返却すれば、その繁殖牛は自分の所有となる。No.12・No.17農家は胆沢町からの抽選で当った牛を飼育している。したがって両農家の繁殖牛の飼育は、収入のためより付随的なものであると言えよう。

耕地と宅地の位置関係は、No.12農家に関しては分散しており、転作田は、宅地からの距離ではなく、地味・日当りの良くない所に設定している。No.16農家の耕地と宅地の位置関係は、一部は宅地から離れているものの、その他は宅地の周りに集中している。転作田は宅地から遠い耕地の一部と、宅地周辺の耕地とで、いずれも狭小な耕地を当てている。第20図の※の部分には、現在は一部水田として利用しているが、今後減反が強化されれば、転作田に当てる考えと言う。No.16農家において転作田の位置を決定する要因は、宅地からの距離の遠近によることが大と言えよう。No.17農家の耕地は、主に宅地の下の方に集中している。ここでも一部宅地から離れた耕地があるが、この一部が転作田に設定されており、牧草のなか一部では小麦が栽培されている。

No.2農家(第22図)は、旧農家で経営耕地面積378aである。飼料作物栽培面積率が10.1%と最も低いということが注目される。転作田には牧草の他、葉タバコ・豆を栽培している。畜産は畜舎などに設備費を要するので、今後とも畜産部門を強化する意向はなく、畑作物指向である。米プラス野菜という経営形態は、転作が始まる以前の大畑平の姿と言えよう。転作田設定は、距離上の要因は少なく、耕地の広狭により決定されていると言えよう。

〔Ⅱ型〕米プラス肥育牛という農家の数はⅠ型よりも著しく少ない。Ⅱ型の特色としては農家一戸当たりの牛の飼育頭数が多い点が挙げられる。これは、肥育牛は繁殖牛よりも手間がかからないため多頭飼育が可能であることによると言えよう。また第13図に見られるとおり、飼料栽培面積と、その農家が飼育している肥育牛の間には、相関関係がみら

れる。そこで、Ⅱ型の例として経営耕地面積348a、内所有耕地面積は269aと、大畑平の中では比較的小規模であるが、肥育牛を140頭飼育しているNo.4農家、それに経営耕地面積が530aで肥育牛を30頭飼育しているNo.14農家の経営形態を検討したい。

No.4農家(第23図)は、飼育頭数140頭で、最も多くの肥育牛を飼育している農家の一つと言える。昭和44年の強制減反の際には、繁殖牛を13頭飼育していたが、昭和49年の補助事業の際に建設された畜舎のうち2棟を所有し、以来、肥育牛に切り換えて、畜産の規模拡大に努めている。なお、牛は農協から預託牛である。耕地と宅地の位置関係は、一筆の耕地を除いて宅地の周囲に集中している。水田は水管理を容易にするために、宅地に集中させており、転作田は宅地から離れた所において、他の農家の転作田と合わせて団地となるように設定している。No.4農家は畜舎やその他の設備の設置状況、また、飼料作物栽培面積からも畜産指向型といえよう。しかし耕作地の位置の決定は水田を中心に行っているという点では、まだ完全な畜産指向とは言えないようである。

No.14農家(第24図)は、肥育牛が30頭、水田率が75.9%で、水田畜産両指向型と言える。この農家は旧農家であり、減反実施当初の昭和48年までは少数の繁殖牛を飼育していたが、水田との両立が困難なために、昭和48年以降は肥育牛に切り換えた。No.4農家と同様、農協からの預託牛である。宅地と耕地との位置関係は、昭和50年に宅地を現在の所に移転して以降、耕地は宅地の南側に集中している。水田は一部、字横沢原と字萩森にもあるが、他は宅地の周辺に集中している。転作田は宅地から遠い所や、区画が未整理の所に設定している。No.14農家は今後減反が強化されれば、牧草地を一層増やす意向である。聞き取りによる限り、大部分が現状維持的であるのに対し、この農家は畜産の規模拡大の意向を持っている数少ない農家の一つである。

〔Ⅲ型〕水田プラス乳牛の農家は、戦後入植で、もともと畑面積の広い農家が多く、Ⅰ・Ⅱ型と比

べ飼料作物の栽培面積が一層大きい。ここではⅢ型の中で最も代表的な酪農農家No.1・No.7農家を取り上げ、経営形態を検討したい。

No.1農家(第25図)は、経営耕地面積742a、水田率20.2%、飼料作物栽培面積率78.9%である。戦後入植農家であり、昭和28年から酪農を開始した。栽培している飼料のうち転作田による栽培率は38.7%と低い。このことから減反実施以前から畑で積極的に飼料を栽培し、畜産を行っていたと言えよう。宅地と耕地の位置関係は、水田は宅地から100m前後にまとまっているが、飼料作物の耕地は宅地周辺と字上中沢、字萩森に分散している。デントコーンは主に宅地周辺でなく一筆の面積が広い畑に栽培され、牧草は転作田に栽培している。転作田の配置は、宅地周辺の耕地内で年ごとの水田との輪作により、決定される。牧草・デントコーン用機械は、大畑平内の5・6戸が集まり共同で機械を使用している。現在、大畑平では、このような組合が2つ存在する。

将来は牛乳の生産調整が予想されるが、この対策としてNo.1農家は、飼育している乳牛全部から搾乳するのではなく、一部を肉牛に当て、市場に出荷する<sup>36)</sup>ことも考えている。このように乳牛の生産調整になっても畜産の設置を十分に活用する意向である。

No.7農家(第26図)も水田率34.8%、飼料作物栽培面積率63.8%で、No.1農家同様典型的な複合経営農家である。戦後入植農家であり、入植当時から酪農を行っていた。開田の後、昭和47年には、粗飼料を自給すべく、全面転作をして余耕地に牧草を栽培していた。しかし、減反が強化されるに及び、一度転作田にすると再び水田に戻すことが禁止されるような事態の到来を恐れ、昭和55年には一部を再び水田に戻した(第26図参照)。

耕地に関しては、牧草はほぼ宅地周辺で一筆の区画が大きい土地に集中している。これに対し水田は、宅地周辺と宅地から離れている上中沢に分散している。このような傾向は、No.7農家が水田耕作よりも、酪農を主としているので、牧草地を水田より優先的に考えているためと思われる。

酪農を主としていることは、機械の利用状況からもわかる。No.7農家は稲の刈り取り作業は、他農家に委託している。逆に、牧草栽培に必要な機械はすべて所有しており、他農家の牧草の刈り取りにも協力している。

以上のように、No.1・No.7農家は、飼料作物の作付耕地を優先的に選択している点から見ても、また、機械の所有から見ても、畜産指向であると言える。しかしながら、この両農家が畜産指向となった要因には、単に経営者の意向のみでなく、両農家が戦後入植農家であり、もともと水田に不向きな耕地を所有していたという自然的要因によることも大のようである。

両農家は、入植以来もともと酪農という形で複合経営に乗り出していたため、他の水田指向の農家で比べて減反政策の影響はまだ少なくて済んだ。それは水田指向の農家が減反政策以降、畜産経営の強化を余儀なくされたのに対し、両農家は酪農の性質上、それらの政策に柔軟に対処し得たためと考えられよう。

〔Ⅳ型〕水田+繁殖から肥育に至る一貫飼育の農家は、繁殖牛に手間がかかるために戸数が少なく大畑平でもNo.3農家のみである。No.3農家(第27図)は、経営耕地面積928aで、耕地は最も大規模な農家である。しかも旧農家であるため従来から水田中心であった。しかしながら、現在では水田率はわずか21.9%である。元来水田に適していると思われる旧農家の水田を、あえて牧草栽培の耕地に変えた経営状況を検討したい。No.3農家は、昭和44年に農協が島根県から導入した繁殖牛の飼育を開始した。昭和47年からの胆沢町集団転作促進対策事業により、畜舎を他農家と共同で4棟建てた。同時に政府の農業近代化施設整備事業の資金により、繁殖牛を5年償還の条件で導入した。昭和58年には、共同の畜舎を個人に分割して現在に至っている。

耕地の分布は、水田を宅地の周辺の水管理がしやすい耕地に残しておき、残りは全て牧草栽培に当てている。飼料は、転作田の受託により積極的に栽培しているので牧草は自給でき、余剰分は分

家に与えている。No.3 農家も、No.1・No.7 農家同様大規模な畜産指向農家であるが、耕地利用の決定の際、まず水田から決定するという点で先の2戸とは異なっている。

〔V型〕水田プラス馬喰からの預託牛の農家は、No.13・No.15 農家である。

No.13 農家（第28図）は、戦後入植農家であり、開田当時繁殖牛を飼育していたが、兼業などの理由から、一度は牛を手離していた。しかし昭和60年、馬喰からの預託牛の飼育を始めた。減反による転作田では野菜・小豆を栽培している。転作田には一筆区画の小さい耕地を当てている。

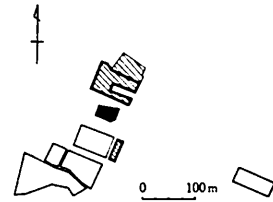
No.15 農家（第29図）は、戦後入植農家であり、入植した当初から酪農を行っていた。開田の際に稲作を開始し、稲作と酪農では設備投資の面で困難になり、肥育牛に切り換えた。現在は馬喰から預かった乳牛の肥育をしている。飼料を栽培する必要がないため、転作割当分は、個人間契約により貸付けている。耕地に関しては、宅地周辺に水田が集中しており、分散している耕地を転作田に貸し付けている。

以上2つの農家は、水田を中心に置き、畜産はあくまでも預託牛を飼育するに限られ、小規模である。

〔VI型〕その他の農家、この中で、耕地を全面転作にして、その耕地をすべて第三者に委譲するという事例がある。このケースとして、No.6 農家を検討したい。

No.6 農家は旧農家であり、もともと300aの水田を所有していた。現在、その耕作権を縁故関係の人に委譲しているが、その耕地は全面転作されて牧草栽培に当てられている。転作基本奨励金は第三者に配分されるが、No.6 農家には第三者からの賃借料が入る。また、No.6 農家は繁殖牛を5頭飼育しているので、賃借料の一部は、牧草で受け取っている。このNo.6 農家が耕作権を他に委譲した理由は、農業者年金<sup>37)</sup>を受けるためである。

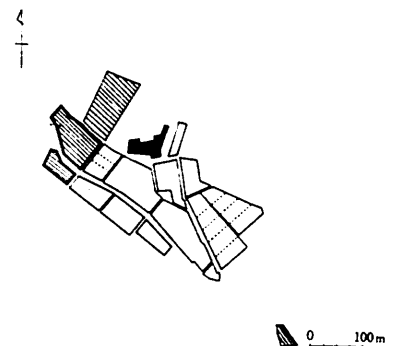
No.6 農家を含めて、全面転作をしている農家は大畑平内で7戸みられる。この7戸の農家の中には、No.6 農家同様、耕作を第三者に委譲し、自ら



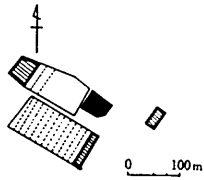
第14図 No.9 農家耕地分布

（農家台帳および聞きとりによる作成）

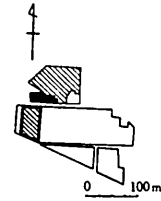
（凡例は、家自用野菜農地を除き、水田・牧草・デントコーン畑に限る。以下29図まで同様）



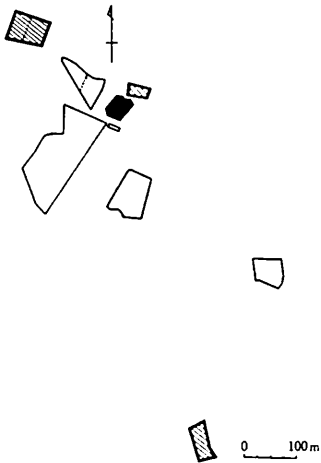
第15図 No.10 農家耕地分布



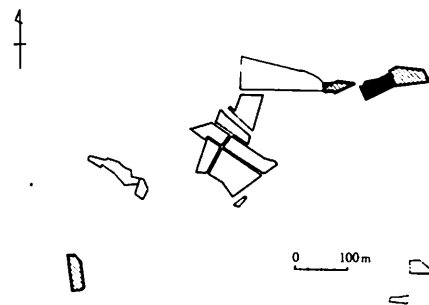
第 16 図 No. 11 農家耕地分布



第 18 図 No. 8 農家耕地分布

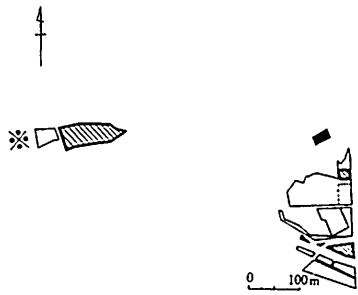


第 17 図 No. 5 農家耕地分布

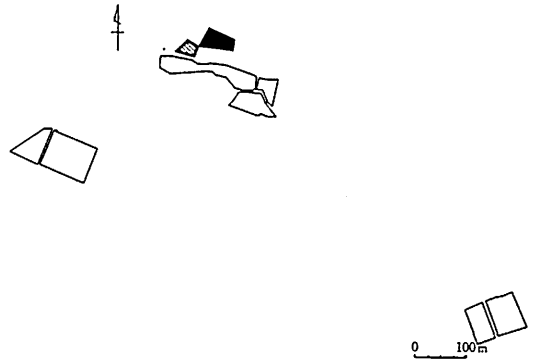


第 19 図 No. 12 農家耕地分布

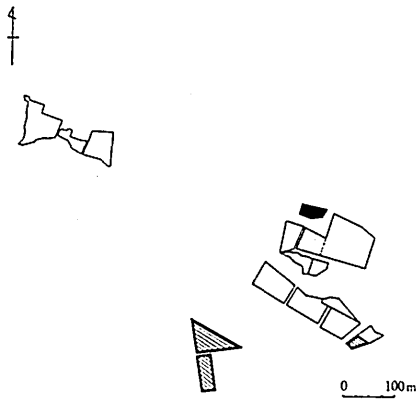




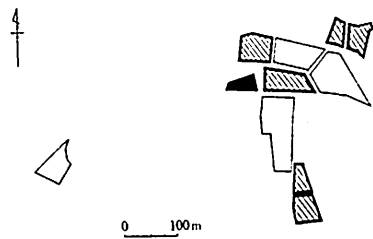
第 20 图 No. 16 農家耕地分布



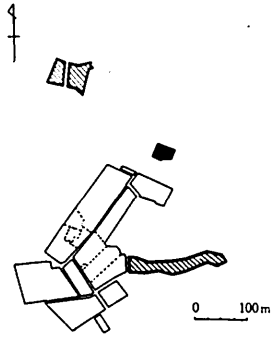
第 22 图 No. 2 農家耕地分布



第 21 图 No. 17 農家耕地分布



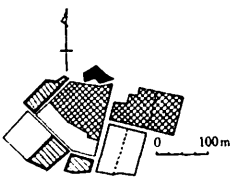
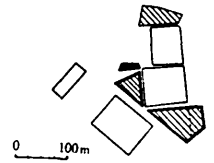
第 23 图 No. 4 農家耕地分布



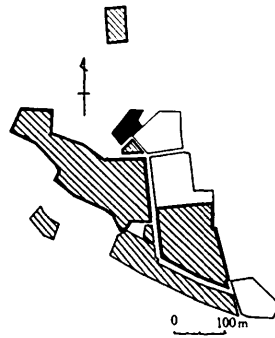
第 24 図 No. 14 農家耕地分布



第 26 図 No. 7 農家耕地分布



第 25 図 No. 1 農家耕地分布



第 27 図 No. 3 農家耕地分布

は他の職業に従事する農家の形と、全面転作をした土地で牧草を栽培し、飼料の自給をめざしている農家などがある。

以上の農家の他に、VI型には、養豚・養鶏を行っている農家も若干あるが、ここでは省略する。

## 2 散居集落と複合経営

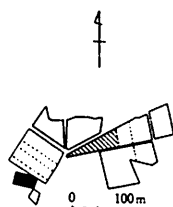
以上のように、抽出農家17戸の経営形態を分析する過程で、我々は各農家の経営耕地の分布、家畜の飼育状態から、抽出農家の経営形態がおよそ3つの類型に分類されると考えた。

第一の類型として、No.2・No.8・No.12・No.16・No.17農家が同一の傾向を示していると思われる。これらの農家の経営耕地面積は、200a～400a前後と、大畑平内では比較的小さい。水田率は70%台で抽出農家の内では高く、逆に飼料作物栽培面積率は10～20%前後と低い。また、飼育家畜は繁殖牛であり、いずれも2・3頭の少数である。飼料作物は転作割当を消化する分だけ栽培し、最小限におさえる傾向がある。したがって利用権を設定して積極的に牧草を栽培することもなく、飼料の自給はめざしてはいけなと言えよう。

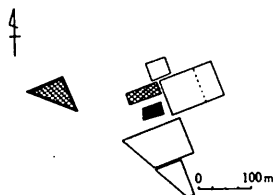
この型の耕地の分布は、水田が優先的に配置されている。すなわち、水田は宅地の周辺で作業や水管理の容易な所、宅地から離れていても面積が広く、日あたりの良い好条件の所に配置している。これに対し牧草に当てられている転作田は、宅地から遠い所や、宅地に近くても一筆の面積が狭小であったり、日当たりの悪い所、さらに、他農家とで作られる転作牧草団地との位置関係により決定されている。

以上のように、第一類型の農家の経営形態は、水田耕作が主体の経営形態であると言えよう。また、この型の農家は兼業による農外収入に依存することが多いので、畜産の規模拡大はめざしてはいられないと思われる。この類型は、複合経営と言っても減反割当を消化するための牧草を栽培する程度で、その畜産部門は付随的なものであると言えよう。

次に、第二類型として、No.3・No.4・No.5・No.9・No.10・No.11・No.14農家が同一の傾向を示



第28図 No.13農家耕地分布



第29図 No.15農家耕地分布

していると考えられる。これらの農家は、畜産部門の規模が第一類型よりも大きく、かつ水田面積も広いという点で、畜産、水田両指向型の農家と言えよう。

この畜産・水田両指向の第二類型は、さらにNo 5・No 10・No 11・No 14 農家のグループ〔2-(1)型〕とNo 3・No 4・No 9 農家のグループ〔2-(2)型〕に分けられる。

2-(1)型は水田率が60%前後から80%前半と高い。家畜の飼育頭数も比較的多く、かつ水田面積も大きい点で一致している。この中でNo 10・No 11 農家は飼料の自給をめざしている。No 11 農家は所有耕地面積が小さいので積極的に利用権を設定し、飼料作物を栽培している。No 5 農家は水田率が83.3%と高く、転作も割当のみで飼料の自給はめざしていない。

2-(1)型の耕地分布も、第一類型と同様、水田を条件の良い土地に優先的に設定している。逆に牧草に当てている転作田は、宅地から遠い耕地、区画が狭く、作業効率が低い耕地である。

このように2-(1)型の農家は、減反実施後、転作田での牧草栽培開始により、畜産の規模を拡大しつつあるが、一方では安定している米への指向も強い農家であると言えよう。

2-(2)型の農家は、飼料作物栽培面積率が40%台～70%台と高い。そして飼料作物の自給をめざすべく、利用権を設定し、飼料作物栽培面積を拡大している。耕地は、水田に関しては、宅地周辺や、区画が大きく作業効率の高い場所に集中している。逆に牧草に当てられている転作田は、日あたりや傾斜、宅地からの距離などの点で水田に不向きな場所である。

このように2-(2)型の農家は、家畜の頭数、飼料作物栽培状況の点から、畜産指向と考えられる。しかし、土地利用を決定する際には水田を中心に考えるということから、米作への指向も依然として残している農家であると言えよう。

第三類型として、No 1・No 7 農家が同一の傾向を示していると考えられる。両農家とも酪農農家で、飼料作物栽培面積率は、78.9%、63.8%と、

抽出農家中で最も高い。また、両農家ともそれぞれ194 a・540 aの利用権を他農家の耕地に設定し、飼料栽培に当てている。

第三類型の耕地分布は、宅地周辺に集中して一筆の区画も大きい耕地に、飼料作物を当てている。一方、水田に関しては、一部は宅地の周辺に分布するが、主に宅地から離れた場所に集中的に分布している。すなわち、第三類型の耕地分布は、飼料作物を優先的に設定している点において、他の類型には例を見ない形態であると言えよう。

このように第三類型の農家は、畜産プラス米という形態であり、戸別の耕地の構成において飼料も自給に近づけるというこの形は、典型的な複合経営であると言えよう。とくに、両方とも酪農農家である点が注目される。乳牛は搾乳の手間がかかることや、飼料を多く要することなどから、酪農は、畜産を従とする形では経営が困難になるので、第三類型にみられるような経営形態に属すると思われる。

以上のように、本節において我々は、土地利用の分布状況と畜産の規模から、その経営形態を三つに類型化した。そこでさらに全体的に大畑平の土地利用について次のように考察を加えることができよう。

大畑平では、宅地を中心に自家野菜を宅地が一番近い耕地に栽培し、その外側には、農家が主力を注ぐものから順に同心円状に分布させるといった圏構造が認められる。しかし、複雑な地形的性格を有する胆沢扇状地の特性上、そこから生ずる水管理の問題や区画の大小、宅地の位置による日当りの良否・さらに、転作田牧草栽培団地化政策等により、土地利用の設定が柔軟に行われていると言えよう。

このような空間構造で、大畑平には複合経営が根づきつつあるが、その内面は確固とした基盤を有する複合経営の形態であるとも言えないようである。例えば、前述の第一類型のような小規模な畜産を行っている農家では、自宅の転作割当分を消化するための分だけ飼料を栽培し、それに見合う家畜を飼育しているにすぎない。また、受託に

より飼料栽培面積を増やしている畜産指向の農家も、転作基本奨励金や受託料に支えられている側面があると考えられる。このように現在の大畑平の複合経営は、減反政策の転作基本奨励金に支えられている側面も見落せないのである。

減反政策の強化や転作基本奨励金の削減が一層進めば今後複合経営はどのような道をたどるのであろうか。現在のようなスムーズな受委託関係や利用権設定による飼料作物栽培面積の拡大などが、今後も円滑に維持・進行するのであろうか。散居地域における経営耕地の宅地周辺への集中という利点を巧みに利用し、定着し始めている複合経営が崩壊しないよう心から願うものである。

## V 結 び

以上、本年度は散居形態の方が適していると思われる複合経営に関して、1983年度の研究に引き続き、再び大畑平地区を事例に、そのインテンシブな研究を進めた。本稿では、個別農家の土地所有の形態や経営耕地の配置状況、およびその利用の把握、農業経営形態の類型化の作業を通して、散居集落において展開されている複合経営の構造を把握しようとした。すでに、各章・各節においてその内容はまとめられているが、要点のみを整理すれば以下のごとくである。

(1)大畑平においては、昭和30年代の大規模な開田化以前から、家族的な小規模複合経営が行われていたが、減反政策の実施を契機として複合経営が再び注目され、現在は『米プラス畜産の集落』として、胆沢町における複合経営の中心となっている。

(2)胆沢町では、集落間で転作の受委託という方法がとられているが、大畑平は積極的に他集落の転作割当面積を受託し、牧草地の拡大を進めている。

(3)さらに、農用地の利用権を設定して、飼料作物栽培面積の拡大を図る農家も数多く見られる。それらは、飼料作物の自給率を高めるために、経営規模の拡大を志向する中核的農家である。

(4)我々は、大畑平における『米プラス畜産(本

稿では牛に限定した)』の複合経営形態は、およそ次の三つの類型化できると考えた。第一類型は、畜産は数頭程度の繁殖牛で、水田耕作に主力を置く水田指向型の経営状態である。第二類型は、水田と畜産との両指向型の経営形態である。両類型とも、土地利用の配置は水田が優先的に決定され、稲作への意欲が十分に高い。第三類型は、畜産指向型の経営形態である。酪農農家がこの型にあてはまり、耕種では飼料作物の比重が大きいことから、土地利用は飼料作物が優先的に決定される。

(5)以上のことから、大畑平における各農家の土地利用に関しては、宅地を中心として、各農家が主力を置く作物の順に、ある程度の圏構造が認められる。しかしながら、土地条件の良否や団地化政策などの問題によって、土地利用は柔軟に対処されていると言えよう。

以上のように、大畑平においては、転作の受委託方式をはじめ、農地の利用権設定による飼料作物の経営規模拡大などを通しての複合経営が進行している。その際に、耕地の宅地周辺への集中という散居集落の特性は、土地利用や転作田にある程度の圏構造を示し、経営形態の相違によって、それぞれ変化することが確認できた。

ところで、高度経済成長以前には、家族的な小規模複合経営という営農形態は、ごく一般的なものであった。それが、経済成長とともに経営の大型化や単作化の方向に進み、複合経営はむしろ否定方向にあった。さらに、このようにして進められた農業の近代化が、やがて、結果的には米の過剰を生み、減反政策が採用された。政府は、それ以降、複合経営に考慮を払い、再び複合経営が提唱され始めたのである。

このような二度にわたる大きな潮流の変化の中で、その対応に農家は大きな努力を払ってきた。耕種と畜産とが相い補ってその効果が発揮できる複合経営こそが、本来の農業のあるべき姿だとしても、一度、大型化・単作化された経営形態を、再び変更することは容易ではない。しかし、そのような状況のもとでも、小農複合経営が日本の各地で再度起こりつつあるのである。

本年度、研究対象地区として取り上げた大畑平においても、高度経済成長以前から存続していた小規模な畜産を基盤にして、現在、米と畜産との複合経営が、すでに述べたように、転作との関係の中で多様な形で進行し、根づきつつある。これが減反政策の中で、転作基本奨励金に支えられている一面のあることも見落せないが、せっかく定着し始めた複合経営が、決して崩壊することがないように願わずにはおられない。

#### ( 付 記 )

本調査において、多大な御協力をいただきました胆沢町役場、胆沢町農協、大畑平区長吉田義治氏、並びに、佐々木哲、渡辺庄市両氏をはじめとする大畑平地区の皆様深く感謝し、厚く御礼申し上げます。

我々は、1983年度以来、四ヶ年にわたり胆沢扇状地における散居集落の諸性格を継続研究してきた。一見、等質に見える景観の中にも、様々な地域的特色のあることが判明した。あたかも、古代・中世の開拓から、戦後開拓に至るまでの歴史性の相違に対応しているごとくで

また、大畑平の事例から、各農家の経営規模や耕地分布の相違によって、複合経営の形態が変化していることも確認できた。このことから、単純に耕種と畜産とを結合した複合経営を提唱するのではなく、各農家の経営規模や経営耕地の地理的条件をも十分に配慮し、地域の集落形態やその立地状況、さらには、地域経済全体を十分に考慮するような、きめ細かな施策が期待されるであろう。

ある。また、複雑な地形・地質によるところも大きい。

他地域の散居集落のごとくの洪水の危険性こそないものの、困難な用水掘削や度重なる冷害を克服して、今日の美しい散居景観は生まれてきた。今年度、調査をした複合経営も、現在の農業構造の中での、一つの対応であろう。

四ヶ年にわたる野外実習に対し、多大の御支援、御協力をいただいた各機関・各位に対し、改めて深甚の謝意を表しますとともに、この美しい散居景観が21世紀にも受け継がれることを願ってやみません。 (岡村光展)

#### (注)

- 1) 小川琢治「越中国中部の荘宅につきて」、地理雑誌312, 1914
- 2) 橋本征治「散居村における社会構造の地理学的研究—砺波における事例—」、人文地理21—6, 1969
- 3) 岡村光展「大井川扇状地における近世散居集落の展開」、人文地理25—3, 1973
- 4) 谷岡武雄「大井川扇状地における散居集落」、史林56—3, 1973
- 5) 石原 潤「集落形態と村落共同体—特に讃岐の事例を中心に—」人文地理17—1, 1965
- 6) 山口弥一郎「陸中胆沢扇状地における散居とその生活」、地理学評論17—5, 1941
- 7) 池田雅美「胆沢扇状地における開拓過程の歴史地理的研究」人文地理18—1, 1966
- 8) 大原・柳沢・中田「胆沢扇状地における散居集落—大畑平を事例として—」新潟大学教育学部地理学教室, 1984
- 9) 清水・高橋・中嶋・神能・高橋・吉田「散居集落における耕地と水利—中位段丘面の萱刈程を事例として—」、新潟大学教育学部地理学教室, 1985
- 10) 野崎・山崎・臼井「胆沢町下位段丘上集落における農業経営—散居地域における農業経営と転作, 南都田地区第14・15・16集落を中心に—」新潟大学教育学部地理学教室, 1986
- 11) 小笠原節夫「高冷開拓地八ヶ岳山麓野辺山における集落の変貌」、人文地理14, 1962
- 12) 菊地俊夫「那須山麓戦後開拓地における酪農発展と空間パターンの形成」、地理学評論55—6, 1982

- 13) 浜谷正人「農村の構造把握の試み—集落パターンと土地利用の圏構造を中心に—」, 人文地理 23-5, 1971
- 14) 齊藤享治「岩手県胆沢川流域における段丘形成」, 地理学評論 51-12, 1978  
胆沢川流域の段丘面を高位から順に①一坂段丘面, ②上野原段丘面, ③横道段丘面, ④掘切段丘面, ⑤福原段丘面, ⑥水沢高位段丘面, ⑦水沢低位段丘面に区分している。この区分は中川ほか(1963)とほぼ同じであるが, 中川ほかは①を上位段丘面, ②③④⑤を胆沢段丘面と称して中位段丘面, ⑥⑦を水沢段丘面と称して下位段丘面としている。
- 15) 年間平均気温等気候に関する数値や耕地面積, 生産額等の数値は胆沢町役場作成『いさわの農政』による。
- 16) 胆沢町役場作成『胆沢農業振興地域整備計画書』(昭和61年4月発行)
- 17) 「大畑平地区の概観」で用いた数値は, 胆沢町役場作成『大畑平 米+畜産の集落』による。
- 18) 胆沢町では, 新農業構造改善事業を導入し, 地域の活性化を図っている。その一つとして昭和55年度一の台地区(大畑平の範囲)を地区再編農業構造改善事業の指定地区とし, 複合経営を通じた担い手農家の育成, 農用地の高度利用等を基本目標としている。
- 19) 大畑平地区に電気が通ったのもこの年である。
- 20) 牧草の種類はオーチャントである。  
転作田には牧草が主だが, すぐに収入を得ようとする農家はピーマンを植える傾向がある。
- 21) 現在では, 個人所有になり, 農協からの預託牛が飼育されている。
- 22) 現在, 大畑平において転作田面積のほぼ70%が牧草団地化(1ha以上)となっている。  
これにあてはまらない転作田は「バラ転」と呼ばれ, 団地加算金(10aあたり10,000円)の対象から外される。
- 23) 昭和61年度からは, 10aあたり26,000円になっている。
- 24) 受託して10aを牧草に転作した場合の全額を下に示す。
- |                |         |
|----------------|---------|
| ※ 政府からの転作基本奨励金 | 42,000円 |
| 団地加算金          | 10,000円 |
| 受託料            | 25,000円 |
| ☆ 町からの受託奨励金    | 3,000   |
- ※ 牧草などの飼料作物(特定作物)に対する奨励金は, 昭和55年度までは52,000円だった。
- ☆ 適地適作の指導もあり, 町からの奨励金は, 受委託開始当初, 受託・委託の両方に支払われた。しかし, 現在では受託する農家が減少したため, 委託側農家はこの対象から外されている。
- 25) 期間は当事者相方の話し合いによる。  
標準小作料は±30%が限度とされる。
- 26) 期間は ・3年以上 6年未満  
          ・6年以上 10年未満  
          ・10年以上           の3種類である。
- 27) 契約書を取りかわすことなく, 貸借料もない。  
聞き取り調査によれば, 秋の収穫が終われば, 米や酒でお礼をするそうである。
- 28) 一般に経営耕地面積が増加すれば, 転作面積も増加するので飼料栽培面積も相対的に増加する。しかし, 実際には受託, あるいは委託の関係を結び, 転作割当以上もしくは以下の面積を転作する農家が存在する。

- 29) 以下、水田率と記す。
- 30) 以下、飼料作物栽培面積率と記す。
- 31) 馬喰とは、肥育牛の持ち主で農家にその肥育牛を預ける人のことをいう。預託された農家は、その肥育牛が成牛になるまで飼育し、成牛になると馬喰に返す。この時に手数料をもらうしくみとなる。飼料も馬喰が必要だけ与えるために、預託された農家は自宅で飼料作物を栽培する必要がない。
- 32) 家畜は繁殖牛、肥育牛、乳牛ともに粗飼料だけでは育たないので、濃厚飼料を農協から購入している。この傾向は全農家に共通しているといえる。
- 33) 耕種農業とは、米、野菜、工芸作物、果樹という、耕地で栽培する作物を生産する農業のこと。
- 34) 農協は希望者に繁殖牛の貸付けを行っている。返済は3年もしくは5年のうちに現金で行う。
- 35) 農家台帳に記載してある畑のこと。減反実施以前から畑であった耕地である。
- 36) 乳牛の雄については、6ヶ月飼育して肉用の素牛「開拓牛」として九州方面に出荷している。
- 37) 65歳以上で、自分の農家の経営を後継ぎや第三者に移譲した人が受ける権利を持つ。



## 編 集 後 記

五十嵐に今日も冷たい北の風がふきつけます。……何をしたらよいか、わからぬまま調査のため東奔西走したあの暑い夏の日が、ずっと遠い昔のように思えます。

冊子作成の当初は、まったく足元もおぼつかないような私たちでしたが、9人の想いが1つにまとまった今、なんとか1人歩きができるようになったように思います。その歩みは遅いけれど雪道を一步一步踏みしめるように確実に、力強く……

今、冬の空に暖かい日がさしています。春への予感を心のキャンバスに描きつつ、私たち9人はさらなる飛躍を期しています。

今回の内容に関しては不備、誤謬も多々あると思いますが、御叱正などいただければ幸いです。

なお、調査・冊子作成にあたり、多大なる御協力をいただいたすべての方々に重ねて感謝申し上げます。

昭和62年1月19日

新潟大学教育学部地理学教室

三年生一同